

感染症又は食中毒の予防・
まん延防止対策に関する指針

社会福祉法人 聖母会

高齢者福祉センター 聖母ホーム

感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

1. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

高齢者福祉センター聖母ホームは、高齢者介護施設を中心とした地域に密着した総合福祉施設です。高齢者介護施設では感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場であり、こうした高齢者が多数生活する環境は、感染が広がりやすい状況にある事を認識しなければなりません。

このような前提にたって施設では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には敏速で適切な対応に努める必要があります。

施設の感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本理念を理解し、施設全体でこの事に取り組みます。

2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的指針

(1) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止の体制

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のために、担当者を決め、委員会を設置する等、施設全体で取り組みます。

(2) 平常時の対応(標準予防策)

① 施設内の衛生管理

当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また、手洗い場、うがい場、汚物処理室の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃・消毒を定期的の実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

② 介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗い、うがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では、細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③ 外来者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止を図ります。

(3) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」に従い、感染の拡大を防ぐため、下記の対応を図ります。

① 「発生状況の把握」

② 「まん延防止のための措置」

③ 「有症者への対応」

④ 「関係機関との連携」

⑤ 「行政への報告」

施設長は、次のような場合には、敏速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い、発生時対応等の指示を仰ぎます。

※ 報告書式は、都道府県・市町村の指定様式とします。

<報告が必要な場合>

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又は、それらによると疑われる死亡者又は、重篤患者が一週間以内に2名発生した場合。（インフルエンザ感染については一週間以内に2名以上の発症があった場合。）
- イ 同一の感染症若しくは食中毒による又は、それらによると疑われる者が累積10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

*イについては、同一の感染症等による患者等が、あるい時点において10名以上または、全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者が発生してからの累積ではないことに注意

<報告する内容>

- ア 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
 - イ 感染症又は食中毒が疑われる症状
 - ウ 上記の利用者への対応や施設における対応状況等
- ※ 尚、医師が、感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があります。

3. 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する体制

(1) 感染症防止対策委員会の設置

①設置目的

感染症及び食中毒のまん延防止のための対策を検討するための方策を検討するため、感染症防止対策委員会を設置します。

②感染症対策担当者

次の者を感染症対策担当者とします。
衛生管理者兼看護師

③感染症防止対策委員会の構成員

- ア) 感染症対策委員長 施設長
- イ) 感染症対策副委員長 副施設長
- ウ) 関係機関連絡員 衛生管理者
- エ) 医師 聖母病院医師
- オ) 感染症対策委員 事務長・特養相談員・特養主任看護師・養護看護師・特養主任介護士・養護相談員・短期入所施設相談員・通所介護事業所相談員・居宅介護支援事業所相談員・訪問介護事業所主任介護士・地域包括支援センター相談員・管理栄養士

④感染防止対策委員会

感染防止対策委員会は、定期的に2～3ヶ月に1回開催します。
又、その内容は議事録等によって職員に周知徹底致します。
その他、感染症流行時は必要時その都度開催します。

⑤感染症防止対策委員会の主な役割

- ア) 感染症予防対策及び発生時の対応
 - イ) 各マニュアル等の作成
- ※ 各感染症の予防マニュアル、各感染症対応マニュアル、清掃マニュアル、食品取

り扱いマニュアル、食中毒予防マニュアル等

- ウ) 発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
- エ) 利用者・職員の健康の状態の把握と対応策
- オ) 新規利用者の感染症の既往
- カ) 委託業者(清掃・調理等)への感染症及び食中毒まん延防止の為の指針の周知徹底
- キ) 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施(年1回以上)
- ク) 各部署での感染対策実施状況の把握と評価

⑥職員の健康管理

- ア) 直接介護に携わる夜勤に従事しない職員、他職員は年1回
直接介護に携わる夜勤に従事する職員は年2回
の健康診断を実施する。
インフルエンザの予防接種について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分に説明の上、同意を得て予防接種を行なう。
- イ) 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため、完治まで適切な処置を講じる。

4. 感染症・食中毒の予防、まん延防止における各職種の役割

施設内において、感染症・食中毒の予防、まん延防止のためにチームケアを行なう上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

(施設長)

- 1) 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任者
- 2) 感染症発生時の行政報告

(副施設長)

- 1) 感染症防止対策委員会の総括責任者
- 2) 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の現場責任者
- 3) 施設長不在時の責任者
- 4) 緊急連絡体制の整備(行政機関、施設、業者等)

(医師)

- 1) 診断、処置方法の指示
- 2) 各協力病院との連携を図る
- 3) 感染症発症時の保健所への報告

(看護職員)

- 1) 医師、協力病院との連携を図る
- 2) ケアの基本手順の教育及び周知徹底
- 3) 衛生管理、安全管理の指導
- 4) 外来者への指導
- 5) 予防対策への啓発活動
- 6) 早期発見、早期予防の取り組み
- 7) 経過記録の整備
- 8) 職員への教育

(生活相談員・介護支援専門員)

- 1) 医師、看護職員と連携を図り、予防、まん延防止対策を強化
- 2) 緊急時連絡体制の整備(行政機関、施設、家族)

- 3) 発生時及びまん延防止の対応と指示
- 4) 経過記録の整備
- 5) 家族への対応(連絡等)
- 6) 各職種別教育

(栄養士)

- 1) 食品管理、衛生管理の指導
- 2) 食中毒予防の教育、指導の徹底
- 3) 医師、看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
- 4) 緊急時連絡体制の整備(保健所各関係機関等、施設、家族)
- 5) 経過記録の整備

(介護職員)

- 1) 各マニュアルに沿ったケアの確立
- 2) 生活相談員、看護職員、栄養士、調理員との連携
- 3) 利用者の状態把握
- 4) 衛生管理の徹底
- 5) 経過記録の整備

5. 感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育

介護に携わる全ての従業員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図ると共に、指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り、職員教育を行う。

- ① 定期的な教育・研修(年1回以上の実施)
- ② 新任者に対する感染症対策指導の実施
- ③ その他必要な教育・指導の実施

6. 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は、当該施設内に掲示し、いつでも自由に閲覧することができます。

付則

平成19年 10月 1日より施行する。
平成21年 8月 1日より施行する。
平成22年 12月 1日より施行する。